

海外におけるEC販売プロジェクト JAPAN MALL事業 2023年度 募集要項



事業概要

コロナ禍において、世界各国・地域でEコマースを活用した輸出・販売がますます伸展するなか、ジेटロでは、今年度も海外主要ECサイトによる日本商品の買取・販売事業であるJAPAN MALL事業を実施します。

本事業は、Japan Streetに商品の情報を登録いただいたのち、調達を希望するECサイトのバイヤーにジेटロが紹介し、バイヤーが希望する商品を買取り、現地のECサイトの倉庫にストックし、消費者に販売するという流れになります。連携するECサイトの多くは日本国内に調達拠点があるため、原則日本国内の取引・納品、返品リスクがない輸出スキームとなります。ECサイトとジेटロは共同でプロモーションを実施しますが、2023年度から新たに指定商品のプロモーションが可能なプレミアムプランを開設します。ジेटロはJAPAN MALL事業により、海外ECサイトを通じた日本商品の販売促進に貢献します。

世界の**複数か国・地域**へ
紹介可能

原則、**国内買取り、
国内納品、日本円決済**

買取りなので、
低リスク

ECサイトでの販売のため**多くの
消費者**へ商品をアピールできる

プロモーション実施結果を
フィードバック

- <主 催> 日本貿易振興機構（ジेटロ）
- <実 施 内 容> 海外EC事業者のECサイトおよび一部店頭等での日本製品の販売
（商品により販売チャネルは限定される場合があります。）
- <対 象 者> 日本企業（海外進出日系企業含む）
- <対 象 製 品> 食品・飲料、化粧品、日用品、生活雑貨 等
- <登 録 費 用> シンプルプラン：無料、プレミアムプラン：有料※

※自社商品の個別プロモーションや、プロモーション結果のフィードバックを含むプランです。詳細はP6・P7をご参照ください。

JAPAN MALL事業の流れ

JAPAN MALL事業は以下の流れで進みます。バイヤーへの商品紹介、商談はJapan Streetを通じてジェットロが支援します。商談が成約し、発注が確定した場合、選択されたプランに基づき、ジェットロと海外ECサイトが連携してプロモーションを実施します。

①Japan Streetへ
のご登録

②商品紹介・
バイヤー商談

③プラン選択

④受注・納品

⑤現地EC販売と
プロモーション

Japan Streetに商品を登録いただくと、ジェットロ内のデータベースに登録されます。

Japan Streetを活用し、バイヤーが探している商品をジェットロが紹介します。バイヤーから商談リクエストが来た企業には商談のアレンジやサンプル依頼時の調整などを行います。

バイヤーと商談が成約し、発注が確定した場合に、シンプルプラン（無料）、プレミアムプラン（有料）のいずれかを選択いただきます。

※プランの詳細や申し込み方法は対象企業にジェットロよりご案内します。

受注確定後はバイヤーまたは商社の指定倉庫に商品を納品ください。

※納品先、支払条件はバイヤーにより異なります。

選択されたプランに基づき、現地ECサイトで商品を販売・プロモーションを実施します。プロモーション結果はフィードバックします。

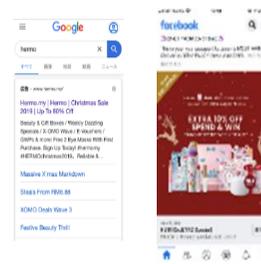
Japan Streetに登録

※JAPAN MALLへの参加にあたっては、原則、ジェットロ招待バイヤー専用オンラインカタログサイト「Japan Street」に登録いただきます。Japan Streetの詳細はp.5をご参照ください。

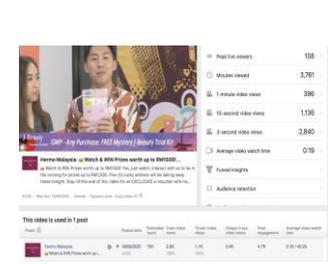
ECサイト内特設ページ



Google、SNS広告

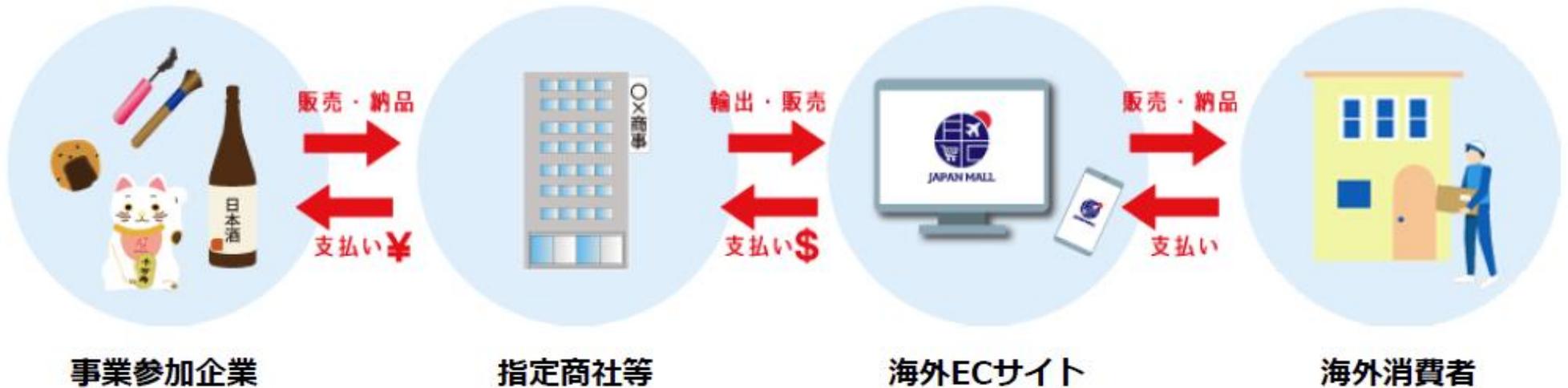


ライブコマース



取引の形態

原則、海外ECサイトの指定する商流（もしくは商社）がありますので、そちらを通じてのお取引となります。
その他、お取引にあたっての条件やご希望がある場合には、商談に進んだ時点でバイヤー（もしくは指定商社等）と交渉ください。



「Japan Street」とは

ジェットロの基準を満たす限られた海外のバイヤーのみが閲覧可能な招待制オンラインカタログサイト（一般向け非公開）です。バイヤーの対象地域、カタログサイト上で取り扱う対象品目に制限はございません。

JAPAN MALL事業の連携海外ECバイヤーはJapan Streetに登録しており、ジェットロはJapan Streetを通じてバイヤーへの商品紹介を行います。

JAPAN MALLにご参加の企業様におかれては、原則「Japan Street」に登録いただくことで、海外バイヤーからの引き合いチャンスを最大化することができます。Japan Streetご登録にあたっては、Japan Streetの**募集要項**を必ずご一読ください。

Japan Streetへの商品登録のコツ

- ✓ 事前に登録情報を準備してください。取得済みの認証・商品スペック等はできる限り記載してください。
- ✓ 商品写真は鮮明なものをご用意ください。多く掲載するほど魅力が伝わります（各商品10枚まで）。
- ✓ 動画やSNSも埋め込むことができます。バイヤーが商品を選定するときの重要な情報源になり、バイヤーがよりイメージを持ちやすくなります。

Japan Street トップページ



キーワード
検索機能

商品カテゴリ別検索



特集ページ

商品詳細ページ



プロモーションプランの選択

海外ECバイヤーと成約し、プロモーション支援が決まった企業を対象にプランをご案内します。
プレミアムプランの申込にあたっては、審査があります。審査通過後に所定の期日までに料金をお支払いいただきます。
プレミアムプラン参加企業にはプロモーション実施後に売上実績等プロモーション結果のフィードバックを行います。

プレミアムプラン

NEW!

シンプルプラン

JAPAN MALL事業の連携ECサイトが自社の商品のプロモーションを実施します！

<内容>

- 全商品対象プロモーションへの参加
- 自社商品専用プロモーションの実施
- プロモーション後に売上実績等プロモーション結果のフィードバックを行います。

<対象>

中堅・中小企業（海外進出日系企業含む）

<参加費用>

有料※対象ECサイトにより金額は異なります。

<留意事項>

- ・各ECサイトによる審査があります。審査に通過しなかった場合は自動的にシンプルプランでのご参加となります。
- ・審査通過後期日までにお支払いください。

<内容>

- 全商品対象プロモーションへの参加

<対象>

日本企業（海外進出日系企業含む）

<参加費用>

無料

1

プランをお選びいただきます（※ECサイトによる調達が決定した企業が対象です）

プレミアムプラン

プレミアムプランは審査があります。審査通過後料金をお支払いいただき、申込が完了します。標準的な価格は1商品・1サイトあたり3万円程度となります

シンプルプラン

対象企業・商品は無料でご参加いただけます。プレミアムプランの審査を通過しなかった場合はシンプルプランでのご参加となります。

2

海外ECサイトでプロモーションを実施します

全商品対象プロモーション



ECサイト内での特設サイトの設置や、ECサイトの会員企業向けのメールマガジンの発信など、全商品を対象としたプロモーションを実施します。どちらのプランの商品も対象となります。



個別商品プロモーション



プレミアムプラン参加企業の商品を対象にSNS・デジタル広告など活用してプロモーションを実施します。個別商品プロモーションの内容は各ECサイトで異なります。プランを選択いただく際に詳細をご案内します。



3

フィードバック

プレミアムプラン参加企業には、プロモーションの結果やバイヤーのコメントなどをフィードバックします。シンプルプラン参加企業には全商品対象プロモーションの概要をフィードバックします。どちらのプランに参加される場合も事業終了後アンケートにご回答いただきます。

初めに

募集要項の確認

本募集要項を必ずご一読ください。

Step
1

Japan Streetへの登録

Japan Streetのお申込みページで必要事項を入力・送信してください。

※Japan Streetのお申込みページは以下の「お申込みページ」のリンクをクリックしてください。

※はじめてのお申込みの方は、『お客様情報登録』（無料）も必要です。

[お申込みページ](#)

Step
2

プロモーションプランの選択

海外EC事業者に商品が採択され、プロモーション対象となることが決定した企業に個別にプランご案内をします。

プレミアムプラン（有料）を選択される場合は、お申込みを頂いた上で、所定の期日までに参加費の支払いが必要となります。

※お申込み後に、ジェットロより請求書を送付します。

参加要件

- 輸出先国への輸入・販売が可能な商品であること。
- 輸出先国の知的財産を侵害していない商品であること。
- JANコードが記載されている商品であることが望ましい。
- 最低発注数量（MOQ）が少量（数箱程度）から対応可能な商品であることが望ましい。
- 商品の製造物責任が取れること。（海外 PL 保険に加入していることが望ましい）
- 海外 EC 事業者及びそのサプライヤーが指定する商流に了承いただけること。
- 指定される期日までに必要数を納品できること。
- 商社や代理店など、生産者以外による申込みの場合は、製造者／生産者の承諾を得た上での共同提案とすること。
- 特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権を侵害する商品、あるいはその恐れがある商品でないこと。
- 各海外 EC 事業者が指定する輸出入時や販売時に必要な情報・書類（英文含む）を提出できること。
- EC/小売事業者等による商談用等のサンプル無償提供の要請があった場合は、国内指定場所までの送料を負担のうえ、提供いただけること。
- プレミアムプランへの参加が決定した場合、期日までに支払いを行うこと。 ※期日までに支払いが確認できない場合はプレミアムプランへの参加はキャンセルとみなし、シンプルプランへの参加となります。
- プロモーションに必要な情報等を提供すること。
- 販売期間中の売れ行きに応じ、バイヤー側が小売価格の変更や割引販売等を行うことに同意いただけること。
- ジェトロが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- 本プロジェクトの概要、進捗および成果の対外公表に同意いただけること。
- JAPAN MALL事業へのご参加に際しては、原則、ジェトロ招待バイヤー専用オンラインカタログサイト「Japan Street」に登録いただきますので、登録商品がJapan Street上で公開されることに同意すること。
なお、登録情報は、2024年度以降も継続して掲載する予定です。

輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項

参加企業は、輸出管理等の外為法関連規制に関する下記の特記事項（以下「特記事項」といいます。）を確認のうえ、これに同意、承諾すること。

記

1. 参加企業は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出貿易管理令、外国為替令等の適用法令（以下「外為法等」という。）に基づく輸出貿易管理に関する関連規制、及び、米国輸出管理規則等の関連する国又は地域の同様の輸出管理規制（※注1）並びに、その他の外為法等の定める規制、及び、関連する国又は地域の同様の規制（以下、総称して「外為法関連規制」といいます。）を十分に理解のうえ、必要な手続きを履践し、自己の責任と判断でこれを遵守します。
2. 参加企業は、外為法関連規制に違反する物品の輸出又は海外への技術の提供可能性、その他、外為法のその他の規制（投資に関する規制を含むが、これに限られない。）に違反する可能性のある場合に、展示会、商談会、ECサイト等での物品の出品又は技術の展示等（以下、総称して「出品」といいます。）を行わず、かつ、情報提供、アドバイス、マッチング、引き合い等のジェトロのサービス（以下「サービス」といいます。）を受けないことを確約します。
3. 参加企業における物品の輸出又は海外への技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあるとジェトロが判断した場合（事前の確認、チェックのみならず、支援企業の出品及び／又はジェトロのサービス開始後の確認、チェックを含みますがこれに限られません。）には、ジェトロのサービスが受けられないこと、関連する出品ができないこと、ジェトロのサービスが中断又は終了（出品した物が撤去されることやサービスが中断又は終了することを含みますが、これに限られません。）されること、サービス受領及びこれに関連する出品に関する参加企業の登録又は資格等自体がジェトロにより取り消されること、及び／又は、ジェトロのサービス及び関連する出品に関する契約（締結の形式を問わず、口頭又は電磁的方法による契約を含みますが、これに限られません。）がジェトロの意思表示により催告なしに解除されることを確認、承諾します。
4. 前項の規定に定める事項が発生したことにより、参加企業に不利益、費用支出又はその他の損失、損害が生じたとしても、ジェトロは、故意過失の有無を問わず、一切の責任を負わないことを確認します。
5. 参加企業における物品の輸出又は技術の提供が外為法関連規制に違反し、又は違反するおそれがあることで、ジェトロに不利益、費用支出、その他の損失、損害が生じた場合には、ジェトロが参加企業に対しこれを求償することがあることを確認します。
6. 本特記事項の定めがジェトロと参加企業との間の他の契約、合意と矛盾、抵触する場合には、本特記事項の定めが優先することを確認します。
7. 参加企業は、ジェトロに対し、参加企業の代表者、又は、職務権限を有し若しくは会社の委任を受ける等により本条項の内容に同意する権限を有しており、かつ、必要な社内手続きを履践している者に、本条項の内容に同意する手続きを担当させることを表明、保証します。

※注1：参加企業が遵守すべき外為法その他の適用法令上の制度には、関係各国における、輸出・輸入等を規制又は禁止する一切の法制度が含まれます。参加企業自身で、必ず、関係法令、関係当局のホームページ及びジェトロのホームページをご確認の上、必要に応じて関係当局への確認、相談等を行ってください。以下の各項目は、情報提供のため、輸出貿易管理の観点から参加企業による遵守が必要となる制度の一部を抜粋したものです。

輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項（続き）

•リスト規制

参加企業自身で、出品物等に関し、リスト規制に該当するかの該非判定を行い、該当する場合は、輸出先や商談相手先の国がどこであるかを問わず、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。詳しくは、以下の経産省ウェブサイトをご参照ください。

※経産省ウェブサイト安全保障貿易管理・リスト規制

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>

•キャッチオール規制

出品物等がリスト規制に該当しない場合であっても、参加企業自身で、補完的輸出規制（キャッチオール規制）に該当するかの確認を行い、該当する場合には、輸出又は技術提供を行う前に、経済産業大臣の許可を得る必要があります。

キャッチオール規制は、①外国企業等の需要者の情報（需要者要件）、需要者における用途（用途要件）を確認し、法令に定める懸念が認められる場合、又は②経済産業大臣から、許可申請をすべき旨文書にて通知された場合（インフォーム要件）に、許可が必要となる制度です。対象品目は、リスト規制品目以外の、食料や木材等を除く全ての貨物及び技術であり、対象地域は、輸出令別表第3の地域以外が対象地域です。詳しくは、以下の経産省HPをご参照ください。

※経産省HP 安全保障貿易管理・補完的輸出規制（キャッチオール規制）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

•米国輸出管理規則等

米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）は、①米国原産品目、②特定の割合を超えて米国規制品目が含まれている品目（組み込み品）、③特定の米国規制技術が使用されている品目（直接製品）を、日本などから第三国に再輸出等する場合に、米国法上の許可が必要としています（域外適用）。そのため、米国製の部材を日本で加工後、第三国へ輸出する際などにご注意ください（中国等の規制においても、実質的に米国と同様の扱いとなる場合があります）。詳しくは、各国の以下のジェトロウェブサイト及び外国の法令を各自ご参照ください。

※ジェトロウェブサイト

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_02.html

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/e92a59e82865d470/20210034_03.pdf

商品の価格設定について

- 現地販売時の小売価格は原則、提出の日本国内の指定倉庫渡しの価格に基づき、各海外EC事業者が積算、決定します。
- 小売価格に関する条件がある場合は、各参加企業と各EC事業者との間で直接調整ください。
- 発注数量等は、各海外EC事業者又はその指定商社等と参加企業の間で調整いただきます。

プロモーションについて

- 宣伝および販売プロモーションを行うにあたり、商品サンプルの提供をご相談することがありますので、ご協力をお願いします。
- 既にお取引がある場合など、各海外EC事業者や指定商社の判断により、プロモーション対象となることがあります。
- プレミアムプラン申込企業には販売終了後にプロモーション期間の販売データを提供します。提供できるデータは各連携先等により異なります。また海外EC事業者の事情等で事前に提示した販売データが提供できないこともあります。
- プレミアムプランの募集はECサイト毎に実施します。それぞれ所定の締切りがあり、詳細は海外EC事業者の調達商品が決定後、対象企業にご案内します。
- ECサイトによってはプレミアムプランが設定されないことがあります。

その他

- 納品・輸送方法や決済方法等は各海外EC事業者（EC事業者の指定商社等含む）と参加企業との間で調整ください。
- Japan Streetへの商品登録においては、「販売を希望しない国・地域」の指定はできません。販売を希望しない国・地域からの引き合いが届いた場合は、その旨ジェトロにご連絡ください。

免責事項

- 本事業は、各海外 EC 事業者（EC 事業者の指定商社等含む）が指定する商流にて、一定期間販売するものですが、全体事業スキームは変更になる場合がございます。
- 各海外 EC 事業者（EC 事業者の指定商社等含む）との販売契約等は、各参加企業が行いますが、契約締結が遅れる等の理由により、商品が指定の期日までに指定倉庫に到着しない場合には、事業の全部または一部に参加ができない場合がございます。
- 本事業にて万一、参加企業や購入者（EC 事業者等・最終消費者）が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。
- 販売される国にすでに代理店等がある場合は、事前に了承を得るなど、必要な対応を行ってください。本事業実施において、代理店等との問題が生じた場合に、ジェトロはその責任を負いません。
- 商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を販売できなくなった場合、ジェトロはその責任を負いません。
- 提示する条件に合わない場合や、お申込み頂いた内容が本事業の趣旨にそぐわないと考えられる場合は、内容を確認したうえで、プロモーションへの参加を取り消す場合がございます。
- 販売チャネルは買い取りを行う事業者（EC/小売事業者もしくは商社）により決定しますので、予めご了承ください。
- EC事業者によってはプロモーション結果のフィードバックができない場合がございます。
- 本事業参加により、ジェトロが参加企業（および代理店等含む）若しくは海外EC事業者から取得した申込情報、商談成果および成約情報等については、適切に管理の上、ジェトロ（及び共催機関又は事業の委託元、注文主等）の事業活動の評価及び業務改善（これを目的とした調査研究及び政策提言活動を含みます。）、事業フォローアップのためにのみ利用します。当該目的の範囲内において、国若しくは地方の行政機関又は公的機関、独立行政法人、大学若しくは委託事業者等のうち国若しくは地方の行政機関が指定する者（ジェトロの委託、請負先等となる場合を含みますが、これに限られません。）に当該情報を提供し、統計的に処理した上で公表することがあります。
- 日本の商品調達を希望する 海外EC 事業者等に対し、Japan Streetに登録された商品情報の一部を情報提供（データもしくはオンライン上）することがありますので、予めご了承ください。
- 天災、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは申込み受領後であっても、本事業の一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、参加企業にお支払い頂いた輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他の経費・損害をジェトロが補填することはありません。

免責事項

- プレミアムプランの審査に通過した場合、参加企業に参加費全額をお支払いいただきます。キャンセル等による参加費の返金はいたしません。また、ジェット口は、参加企業や商品が参加資格を有しないことが判明した場合、何時でも、それらを無効とすることができます。この場合、参加費は一切返金できません。
- 瑕疵が明らかな場合、ジェット口の判断により返金する場合があります。
- Japan Streetに登録いただく場合、Japan Streetの利用条件・免責事項に同意いただいたものとみなします。

連携先の詳細は、[こちら](#)をご覧ください。
各バイヤーの求める商品・条件を記載しておりますので、必ずご確認ください。

<海外EC事業者に見られる傾向>

- 最低発注数量が少量（数箱程度）の見積書を求められるケースが多い →少量で販売し、売れたら追加発注
- 消費者向けECサイトに限らず、事業者向けECサイトも増えてきている
- サンプル提供を求めるケースが多い
- ECサイトに掲載するだけでなく、プロモーションを合わせて実施することで徐々に商品認知度を向上させ、売上向上を狙う
- 海外での商標取得を求められることが多い
- ECサイトの商品ページに掲載する、映える解像度の高い商品画像・動画等の素材を求められる
- バイヤーからは素早いレスポンスが求められる

<お問い合わせ> ジェトロ デジタルマーケティング部 **JAPAN MALL事務局**

- ◆ ご質問はお問合せフォームをご利用ください。
- ◆ お問合せの前に[よくある質問](#)をご確認ください。

[お問合せフォーム](#)